

平成22年9月27日
大臣官房総務課情報公開文書室
(担当・内線 室長平嶋壮州
室長補佐大村良平
(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について
(本省受付分)

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年9月17日から平成22年9月22日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告(本省受付分)(10/09/27)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(本省受付分)

平成22年9月17日～9月22日受付分

(単位:件)

組 織 名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
行政相談室 (各部局に属さないもの)	1	46	3	3	732	785
大臣官房	0	0	0	0	0	0
統計情報部	0	0	0	0	0	0
医政局	0	15	0	0	12	27
健康局	0	49	0	0	66	115
医薬食品局	0	32	0	0	14	46
食品安全部	0	0	0	0	0	0
労働基準局	0	91	0	0	36	127
職業安定局	0	13	3	0	60	76
職業能力開発局	0	6	0	0	13	19
雇用均等・児童家庭局	0	68	3	0	32	103
社会・援護局	0	31	2	0	28	61
障害保健福祉部	0	1	1	0	0	2
老健局	0	24	0	0	12	36
保険局	0	64	0	0	4	68
年金局	0	8	0	0	11	19
政策統括官	0	1	0	0	0	2
日本年金機構	44	168	30	0	35	277
合 計	45	617	42	3	1,055	1,763

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	114
制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	335
法令遵守違反に関するもの	3
その他	1,311

主な国民の皆様の声は、担当部局別に次ページ以降に添付してあります。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

平成22年9月17日～9月22日受付分

部局(課室)名	行政相談室
照会先	相談係長 松浦 洋平(内線7134) (03)5253-1111(代表)

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	1件	46件	3件	3件	732件	785件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	件数
政策・制度立案への提言	0件
制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
法令遵守違反に関するもの	0件
その他	785件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	共済組合に加入しているが、共済年金について確認したいことがある。(電話)		厚生労働省の所管ではなく、加入されている共済組合へお問い合わせいただくようご案内いたしました。
2	シベリア抑留者への給付金について問い合わせたい。(電話)		厚生労働省の所管ではなく、独立行政法人平和祈念事業特別基金へお問い合わせいただくようご案内いたしました。
3	熱中症で病院に搬送されてた人数や、熱中症による死亡者数を教えて欲しい。(電話)		厚生労働省の所管ではなく、病院への搬送数は消防庁、死亡者数は環境省へお問い合わせいただくようご案内いたしました。
4	長妻厚生労働大臣と直接会話をしたいので大臣にかわってほしい。意見の内容はその時に申し上げる。(同様の電話がありました。)		ご意見等の内容に応じて、所管部局が組織として責任をもってご意見等を承る旨をご説明し、了承を得ました。
5	【ご質問:廃棄物、不法投棄量データの請求。】 以下4点の廃棄量データと不法投棄量のデータを下さい。個別のデータがない場合、これらが含まれるデータをお願いします。(調査開始から現在までの数値データ) ・冷蔵庫 ・洗濯機 ・(カラー)テレビ ・エアコン (厚生労働省「国民の皆様の声」意見メール)		厚生労働省の所管ではなく、環境省へご質問いただくよう返答いたしました。
6	その他、為替や尖閣諸島に関するご意見等の厚労省施策以外のご意見メールが多数ありました。		

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	医政局
照会先	指導課総務係(内線2549) 医事課総務係(内線2566) 看護課総務係(内線2596) 歯科保健課総務係(内線2583) 総務課総務係(内線2517)

平成22年9月17日～9月22日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	15件	0件	0件	12件	27件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	27件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	救急搬送のたらい回し問題については、医師が専門外の疾病に対応して訴訟されるリスクを恐れていることが原因であり、政府として対策をとるべきである。		救急患者が円滑に受け入れられない事案が発生していることについては、消防と医療の連携を強化し、救急患者の搬送・受入れがより円滑に行われるよう、平成21年通常国会において消防法の一部改正(平成21年10月施行)を行ったところであり、現在、都道府県において、消防機関や医療機関等と連携し、救急患者の搬送・受入れの実施基準を策定していることをご説明しました。
2	個人的に医療従事者としての資質を欠いていると思う医師について行政処分をして欲しいと考えているが、処分が行われるのはどのような場合なのか。		行政処分は、基本的には、罰金刑以上の者が対象となる旨をご説明しました。現在のところ、ご指摘の医師について罰金刑以上の刑が確定するか判断がつかないため、行政処分をすることは難しい旨をご説明しました。
3	看護師国家試験の受験を考えているが、学習の参考にしたいので、過去の看護師国家試験の問題をホームページ等で閲覧することは可能か否か、教えて欲しい。		厚生労働省ホームページで第93～99回(平成16年～平成22年実施分)看護師国家試験問題につき閲覧が可能であることをご説明し、掲載場所をご案内しました。
4	歯科医師が不在にも関わらず、歯科衛生士が義歯適合を診査し、調整しているが、行政機関のどこに相談をしたらいいのか。		各都道府県等の指導監督部署、もしくは、医療安全支援センターにご相談頂こうご説明しました。
5	医療安全支援センターに、1人しか医師がいない診療所に係る薬剤師の配置義務について照会をしたが、その際の職員の対応に納得がいかない。どこに相談をすればいいのか。		県の設置している医療安全支援センターであれば、県にその旨をお話してもらうようにご説明しました。また、いただいたご意見については、担当者間で情報共有する旨を説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	健康局
照会先	健康局総務課 林 俊宏(内線2313) (ダイヤルイン03-3565-2077)

平成22年9月17日～9月22日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	49件	0件	0件	66件	115件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	115件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	今秋からの新型インフルエンザ予防接種事業についての情報を教えて下さい。		<p>今秋からの新型インフルエンザ予防接種事業については、「新型インフルエンザ対策担当課長会議」での資料として作成しておりますので、詳しくは厚生労働省ホームページをご覧くださいようご説明しました。</p> <p><参考> 2010年7月28日「新型インフルエンザ対策担当課長会議」での資料について http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/info_local.html#section03</p>
2	新型インフルエンザワクチンによる被害救済は、申請してからどのくらいで結果が分かるのでしょうか。		<p>申請頂いた健康被害については、書類が整ったものから、申請順に順次審査を実施している旨ご説明しました。</p>
3	インフルエンザワクチンの接種費用は、3,600円なのですか。		<p>以下のとおり、ご説明いたしました。 ご指摘の3,600円という金額は、国が一般的な新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業において講じる「低所得者に対する接種費用の助成に係る国庫補助基準額」です。 本年10月以降、市町村は、この基準額を踏まえ、接種費用を設定することとなります。 このため、接種費用は市町村により異なることとなり、必ずしも全ての市町村において、接種費用が3,600円で確定となるわけではありません。</p>

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
4	肝炎治療に対する医療費助成制度の対象者や制度の内容等について教えてください。		本事業の目的や助成対象等、制度の概要についてご説明させていただきました。
5	肝炎治療に係る医療費助成制度は、全ての肝炎患者を対象としていないのですか。		制度の趣旨及び助成対象となる方の認定条件についてご説明させていただきました。
6	原爆症認定の審査について、申請しているが認定状況はどうなっていますか。		随時審査を行っているところであり、審査には時間を要しているが審査基準の見直しや審議会開催回数が増などにより対応している旨説明いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	医薬食品局
照会先	書記室管理係長 茂木 匡哉(2704)

平成22年9月17日～9月22日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	32件	0件	0件	14件	46件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	46件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	<p>フジテレビ「とくダネ!」のドラッグラグ問題の特集を観ました。ドラッグラグ問題について、早急に、取り組んでいていただきたいと、切に願っています。</p> <p>(その他同様のお問い合わせ多数)</p>		<p>平成19年度に「革新的医薬品・医療機器創出のための5カ年戦略」を策定し、平成23年度までにドラッグ・ラグを解消することを目標に、ガイドラインの策定、全ての治験相談にタイムリーに対応できる体制整備、医薬品医療機器総合機構の審査員の増員等の取組を行っている旨を説明いたしました。</p> <p>また、未承認薬等検討会議を運営し、医療上の必要性の高い未承認薬等について、製薬企業に開発要請を行うこと等により早期承認につなげる取組を行っている旨を説明いたしました。</p>
2	<p>C型肝炎を発症して15年再発を繰り返しインターフェロン治療を継続中。感染時のカルテが無く証明できない為、給付金の請求が出来ない。失業中で生活に困窮している為、何らかの救済はないのだろうか?</p> <p>(その他同様のお問い合わせ多数)</p>		<p>「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」の概要をご説明いたしました。</p> <p>給付金を受けるためには製剤投与の事実認定が必要ですが、これは訴訟を通じ裁判所が行うものであることから、弁護士にご相談していただくようご説明いたしました。</p>

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	労働基準局
照会先	総務課 課長補佐 西岡 邦昭(内線5554) 広報係長 林田 淳一(内線5582)

平成22年9月17日～9月22日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	91件	0件	0件	36件	127件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	4件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	123件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	労働基準法で、30日前の予告さえ行えば、自由に解雇できるようになっているのはおかしい。 解雇されたら路頭に迷うので、国が生活保障をすべきだ。		労働基準法は賃金・労働時間等の最低基準を定めたものであること、解雇については労働基準法は解雇の手続を定めているのみであり、解雇自体の合理性の判断は民事の問題であることなどについてご説明いたしました。 また、解雇の無効等に関して個別紛争解決制度の内容をご紹介しました。
2	悪質な企業に対しては労働者の申し立てにより、監督署が直ちに業務停止命令を下すようすべきである。		監督署は法定労働条件の履行確保のために日々監督指導を行っており、悪質な場合は司法処分を行っていること、勤務先に労働基準法上の問題点等がある場合は勤務先を管轄している労働基準監督署で対応させていただいていることを説明しました。 また、罰則の強化については貴重なご意見として承りました。
3	建設業界では不況のせいなのか、元請業者が下請業者に適正な対価を支払っていないケースが非常に多い。 監督署はこのような元請業者に対して指導を行うべきである。		元請け業者と下請け業者との請負契約については労働基準監督機関から指導を行うことができないことを説明しました。 ただし、下請け業者において労働基準法関係法令違反が認められ、当該違反の背景に元請業者による建設業法等に違反する行為が存在しているおそれがある場合、下請業者の意向に沿って、秘密保持に万全を期した上で、国土交通省に通報していることを説明し、ご理解を求めました。
4	パートタイマーでも、年次有給休暇は付与されるのか。		パートタイム労働者など所定労働日数が少ない労働者についても要件を満たせば年次有給休暇は付与されること、また、付与される年次有給休暇の日数についてご説明いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	知人が2ヶ月ある会社で働いたが、賃金不払いのまま、社長がいなくなってしまった。 どこに相談すればよいか。		相談者の勤務先を管轄する労働基準監督署に相談いただければ対応させていただくこと、その際に未払いである対象月、未払い総額、他に未払い対象者の有無等の詳しい情報を提供いただきたい旨ご説明いたしました。
6	飲食店を含めて、全面禁煙を義務付けるべき。 たばこの煙の濃度を根拠がない数値で規制すべきでない。		貴重なご意見と承った上で、受動喫煙防止対策に係る安衛法による現在の規制に関すること、厚生労働省ホームページ上に掲載されている受動喫煙防止に関する検討会の報告書や労働政策審議会での議論などの今後の動きについてご説明いたしました。
7	最低賃金を引き上げることによって、中小企業は経営が圧迫される。 大企業は法人税の引き下げ等によって潤うが、中小企業は以前として厳しいままなので、最低賃金を引き上げないで欲しい。		最低賃金は労働者の生計費及び賃金並びに支払能力を勘案して地方最低賃金審議会等の審議を経て決定されるものであること、政府としても最低賃金の引上げに向けて、様々な取組に努めていることなどをご説明いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

平成22年9月17日～9月22日受付分

部局(課室)名	職業安定局
照会先	公共職業安定所運営企画室 広報担当官 和田史絵(内線5682) 広報係長 比田井徹也(内線5739) (直通03 - 3593 - 6241)

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0 件	13 件	3 件	0 件	60 件	76 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0 件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	47 件
	法令遵守違反に関するもの	3 件
	その他	26 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	新卒者のみならず、中高年の就業機会が増えるよう取り組むべきだ。		国、ハローワークでは、中高年齢者の就業・雇用機会を確保するため、求人開拓等に総力を上げて取り組んでおります。また、年齢制限禁止等の取り組みを推進するとともに、その雇用した事業主に対して助成金を支給する等の措置を講じております。今後とも、これらの取り組みを一層強化してまいります。
2	国全体で障害者雇用を促進してほしい。		現在、障害者の雇用を促進するため、障害者雇用促進法において、事業主に対し全従業員の1.8%以上の障害者を雇用することを義務づけております(障害者雇用率制度)。これを満たさない事業主に対しては、ハローワーク、都道府県労働局、厚生労働省がその達成指導を実施しています。今後も引き続き、障害者雇用率達成指導を厳正に実施し、障害をお持ちの方々の雇用の促進をしてまいります。
3	ハローワークの担当が企業に対して積極的に求人のアプローチをするなどして、ハローワークの求人情報を増やしてほしい。		現在ハローワークでは求人開拓推進員を増員し、企業訪問回数を大幅に増やしています。また、各ハローワークの所長を先頭に企業、事業主団体への求人要請も行っているところです。引き続き求人確保のため努力してまいります。
4	ハローワークの求人票に年齢や性別が不問と書いてあるにもかかわらず、連絡してみると年齢や性別を理由に断る企業があるので、きちんと指導してほしい(具体的な企業名の記載なし)。		ハローワークにおいては、事業主に対し、年齢や性別でなく能力や適性に基づき公正に採用の判断を行うよう指導しております。年齢や性別を理由に不採用とする事業所を把握した場合には、当該事業所に対し指導を行うこととしている旨ご説明し、ご理解いただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	求人票の記載事項は求職者にとって重要な情報なので、ハローワークで受け付ける際にしっかりと確認してほしい。		ハローワークでは、求人情報が正確なものとなるよう事業主への確認に努めています。求人票の内容と求人条件が異なっている場合は、ハローワークから事業主にに対し確認し、求人票の修正等の指導を行うこととしております。
6	当初より、介護休業終了後に離職する予定がある場合でも、介護休業給付金を支給してほしい。		介護休業給付は、介護休業による賃金の喪失や低下が、職業生活の円滑な継続のための介護休業の取得を困難とさせる恐れがあることから、雇用の継続の援助、促進するために給付を行うものです。このため、当初より離職する予定がある場合は支給されない旨ご説明し、ご理解いただきました。
7	ハローワークが社会保険に加入していない企業からの求人を受け付けないのは、厳しすぎる対応ではないか。		社会保険の加入は法令上義務付けられている事項であり、従業員を雇用する上で最低限守られるべき労働条件です。このため、加入手続きを行っていない事業所からの求人は、原則として受理していないことをご説明し、ご理解いただきました。
8	人材募集の必要があるならこちらからハローワークに出向くので、わざわざ求人開拓推進員に来ていただく必要はない。		現在、雇用失業情勢は依然として厳しい状況にあることから1件でも多くの求人確保することが急務となっており、ハローワークでは求人開拓推進員を増員し、企業訪問回数を大幅に増やしているところです。一方で、いただいたご意見を踏まえ、申し出のあった事業所については求人開拓の対象事業所リストから除外する旨ご説明し、ご理解を求めました。
9	ハローワークインターネットサービスが更改されたが、求職番号の入力が以前より煩雑になったので、元に戻してほしい。		いただいたご意見を踏まえ、求職番号を入力する場合に、最初の「0」を入れ忘れても、機械が自動的に判断するよう、システムを修正中です。
10	同一の求人が有効期間満了後も繰り返し更新されている。ハローワークは、求人者と求職者のマッチングにしっかり取り組むべきだ。		ハローワークが受け付けた求人を未充足のまま更新する際には、要因を分析し、採用基準を具体化する等により、求人者が想定している人材の応募につながるよう取り組んでおります。また、一部の求人については、求人条件の引き上げを提案し、応募者の増加に結びつくよう取り組んでいる旨ご説明し、ご理解いただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	職業能力開発局
照会先	総務課 総務課長補佐 岡 英範(内線5907) 総務係長 大原 竜太(内線5911) (直通 03-3502-6783)

平成22年9月17日～9月22日付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	6件	0件	0件	13件	19件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	3件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	10件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	6件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	基金訓練について、IT関係のコースが少ないので、もっと増やしてほしい(ほか同様の意見1件)。		IT関係の業種については、今後も雇用吸収が見込まれる分野であるところ、当省及び関係機関で連携しつつ、積極的に基金訓練の開拓に努めてまいります。
2	基金訓練の受講生の中には、訓練・生活支援給付を受けることのみが目的と見られる者が見られる。こういう人達にお金を払うことは税金の無駄ではないか。		適切な運営を確保するため、ハローワークの相談時に受講希望者等に応じた適切な訓練コースへの誘導を徹底してまいります。 (7月30日付け都道府県労働局あて通知を发出)
3	基金訓練について、今後ともこの制度を続けてほしい。		基金訓練については、平成23年度から「求職者支援制度」として恒久化することとしています。
4	基金訓練を実施したいが、どこで手続きをすればよいのか。		(独)雇用・能力開発機構の都道府県センターにて、ご相談、申請を受け付けております。 (都道府県センター住所・電話番号は、こちらをご覧ください。 http://www.ehdo.go.jp/kinkyu/madoguchi.html)
5	過去に夫が訓練・生活支援給付を受給していたが、これから他の家族が同様に訓練・生活支援給付を受給することができるか。		訓練・生活支援給付は、同一世帯で1名のみが受給できるので、ご質問のケースでは受給できない旨の説明をしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	訓練・生活支援給付は基金訓練を受講すれば、必ず支給が受けられるのか。		訓練・生活支援給付は、雇用保険を受けられない方などであって、ご家族の経済的支援を受けることが難しい方が安心して職業訓練を受講できるようにするための制度であり、基金訓練の受講者全てが受けられるものではない旨、及び具体的な支給要件を説明しました。
7	3か月間の公共職業訓練が多く見られるが、そんなに短期間の職業訓練を受講させても意味がないのではないか。		公共職業訓練は、3か月や6か月間の訓練を中心とし、最長2年間の訓練まで、求職者の技能や知識、労働市場の状況等に応じて、ハローワーク長がその受講をあっせんしているものです。 また、3か月間の訓練を含めて、公共職業訓練受講者の就職率は、ハローワークの求職者の一般的な就職率に比して高い就職率になっています。 このため、一律に3か月の訓練であるからといって期間が短いものとは考えていません。
8	再就職のために職業訓練の受講を申し込んだが、何度も選考試験で落ちている。 平等に抽選で選考を行うようにしてほしい。		職業訓練は、その受講が再就職に必須であることや、受講に必要な能力を有すること等の要件を満たしている方が受講いただくべきものと考えており、この要件を満たしている方を選考するため、試験等を実施することは必要と考えています。ご了承ください。
9	教育訓練給付制度の指定を受けたいが、手続き方法を教えてほしい。		職業能力開発に関する情報が掲載されているHP (http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/index.html)まで誘導し、手続きの方法や様式のダウンロードについて説明を行いました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局総務課長補佐 重元博道(内7817) 電話:03-3595-2491 FAX:03-3595-2668

平成22年9月17日～9月22日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0 件	68 件	3 件	0 件	32 件	103 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	40 件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	8 件
	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	55 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	子ども手当関係 ・財源がないなら子ども手当は廃止すべき。 ・転居等で申請が漏れた場合も遡って支給してほしい。 ・面会回数を緩和してほしい。	④	貴重なご意見として承りました。
2	児童買春・ポルノ禁止法で、児童ポルノの単純所持を処罰対象にするのは止めていただきたい。	④	貴重なご意見として承りました。
3	児童虐待に関する48時間以内の児童の安全確保を更に強化すべきである。	④	貴重なご意見として承り、室内で情報を共有しました。
4	少子化対策及び男女共同参画の担当部署は、3人以上の子どもの子育て経験者が多数いることが望ましい。	④	貴重なご意見として承り、情報を共有しました。
5	・30年前から少子化に対する警鐘は鳴らされていたが、現在日本は少子化に苦しんでいる。 ・保育所が足りないのは一部の都会でのことで、田舎は結婚相手がいらないことが深刻な問題。 ・少子化は女性の人権無視も一因。介護や育児などの無償の労働をさせられたうえに更に働けと言われる。介護や育児にも賃金を払うべきだ。	④	貴重なご意見として承り、情報を共有しました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	高等訓練を受けて看護師資格をとっても働かず、児童扶養手当を月に4万円、3年間もらっている人がいる。制度の利用が不公平だ。	⑤	傾聴いたしました。
6	共働きでないと家計が成り立たない。今月で嫁の育児休暇がきれ、会社復帰しなくてはならないが、保育園の入所申請をしたがだめだった。 嫁の今年の収入はかなり低く、提出した書類では、昨年までの源泉徴収票を提出している為、審査に不満がある。昨年と今年の生活状況の差は激しく、現在、既に貯金も底を尽き、生活が困難になっている。 まず家のローンがある為、それを返金する金額＋生活費を稼ぐ為に保育園に入れる措置は取れないのか？あと、緊急なので、相談する場所を教えてください。	① ④	保育所の入所の基準については、各市町村で決定していますので、今一度、お住まいの自治体にご相談いただきたい旨回答しました。
7	認可保育園の地域外入園について、居住地又は勤務地以外の他の市町村への入園はなぜ出来ないのか？ (1)ある自治体は特に厳しい。 (2)国の規制緩和に逆行するのではないか。 (3)市町村の隣接地の利用者は近隣の保育園に入れなくて困っている。 (4)国費が投入されていれば、全国統一とし、利用者の選択を最優先させるべきではないか。	① ④	居住地以外の市町村の保育所への入所(以下「広域入所」といいます。)については、現在も認められており、広域入所に関する需要が見込まれる市町村はこうした需要に的確に対応できるよう、あらかじめ関係市町村との間で十分に連絡調整を図り、広域入所の体制整備に努めることとしています。 しかしながら、保育所の入所の手続きについては、各市町村で行っていますので、お住まいの自治体にお問い合わせいただきたい旨回答しました。
8	保育所において両親に代わって一生懸命保育している、保育士の給与がとても低い。 保育士の努力を反映させた待遇の改善をお願いしたい。	④	貴重なご意見として承りました。
9	母子家庭となった今年、下の子供を近くの保育園に入園させようと思い申し込んだが、いっぱいとの理由で入れなかった。来年もいっぱいだと返答。母子家庭が優先と聞いていたが、実際は口利きや、労働の実態がないのに預けている人たちが多く、まじめに働き、母子手当もぎりぎりもらえないと言われた現実に怒りを覚える。保育園は現実を知り、きちんと調査し、本当の優先順位を見極めてほしい。 この実態を、市長にお伝えください。	① ④	母子家庭の保育所の入所については、「保育所の入所等の選考の際における母子家庭等の取扱いについて」という通知の中で、各自治体に対して、優先的に取り扱うこと等特別の配慮をお願いしています。 しかしながら、個別の入所基準・決定につきましては、市区町村の権限・責任で実施しておりますので、地域主権の考えから、当方より、お住まいの自治体へ直接指導することはできませんので、再度自治体にご相談いただきたい旨、回答しました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
10	<p>現在、年中児の子供を1人保育所に入所させており、来月、第2子を出産予定だが、パート勤務であったため、育児休業など取らせてもらえず、現在は「産前」という扱いで保育所に続けて通わせている。その後、産後2カ月・求職中で最長6カ月の間は通わせてもらえるが、正社員で育児休業がとれた場合には、1年間の猶予があることと比較して不公平ではないか。産後2カ月から求職することがどれだけ難しいことか分かっていないのではないか。</p> <p>待機児童がいることもわかるが、待機児童のない場合の保育所などの特例として求職期間を延長するなどの、処置はとってもらえないのか。</p> <p>子育て支援というが、私のような人が2人以上子供を産むためにはそういう考えも必要ではないか。</p>	① ④	<p>求職中の入所の取扱いについては「保護者求職中の取扱い等保育所の入所要件等について」という通知の中で、求職中でも保育所に入所申し込みができるとしています。また、この中では、求職中の保育所入所期間を6ヶ月に限定するといった取扱いは行っておりません。</p> <p>個別の入所決定につきましては、各市区町村の責任で実施しておりますので、上記を踏まえ、お住まいの自治体にご相談いただきたい旨回答しました。</p>
11	<p>・少子化対策には、不妊治療費について助成・全額負担をすることが有効と考える。</p>	④	<p>貴重なご意見として承りました。</p>
12	<p>・マタニティマークについて、周囲の人間が気付きやすいように、マークの大きさやデザインについて工夫した方がよい。また、マークを知らない人に対し、もっと普及啓発すべき。</p>	④	<p>貴重なご意見として承りました。</p>
13	<p>・ゲームが子どもの発達に悪い影響を及ぼすことを、親に対して情報提供すべき。</p>	④	<p>貴重なご意見として承りました。</p>

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	社会・援護局(社会)
照会先	社会・援護局総務課 課長補佐 増井 英紀(内線2813) 社会・援護局書記室 管理係長 佐藤 敏彦(内線2803)

平成22年9月17日～9月22日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0 件	31 件	2 件	0 件	28 件	61 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0 件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	31 件
	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	30 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	真面目に働き納税している者でもクーラーを持ってない者や、電気代節約のため我慢しているのに、生活保護で仕事もしていない者にクーラー代まで献上するのか。夏季加算とか納税者をバカにしているのか。	④	ご意見としてお伺いいたしました。 なお、生活保護基準のあり方につきましては、ナショナルミニマム研究会での議論も踏まえて今後考え方を整理していく予定でございます。
2	生活保護を目的として入国する外国人への生活保護の適用だけでなく、外国人への生活保護の適用そのものを止めるべきだ。	①	ご意見としてお伺いしました。 なお、生活保護法は、憲法25条に「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規程されていることから、基本的には日本国民のみを対象としておりますが、適法に日本に滞在し、就労活動に制限を受けない永住、定住等の在留資格を有する外国人については、社会的・人道的観点から、日本人と同じ取扱いとしております。
3	国民年金の受給額より、生活保護費の方が高いのは納得がいかない。生活保護費は高すぎる。	④	ご意見としてお伺いいたしました。 なお、生活保護基準のあり方につきましては、ナショナルミニマム研究会での議論も踏まえて今後考え方を整理していく予定でございます。
4	社会福祉法に基づく社会福祉主事任用資格の取得方法について教えてほしい。	①	社会福祉法に基づく資格取得方法について詳細を説明し、ご了解いただきました。
5	介護福祉士及び社会福祉士の資格取得方法について、どのような取得方法があるのか教えてほしい。	①	士士法に基づく各資格取得ルートについて詳細を説明し、ご了解いただきました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	生活福祉資金(総合支援資金)の貸付を受けているが、就職が決まらないので貸付期間を延長してほしい。	①	貸付期間の延長については、最初の貸付決定と同じく、各都道府県の社会福祉協議会において、申請される方の今後の自立の見込みや償還能力等を踏まえた審査を行った上で決定しておりますので、貸付申込みを行った社会福祉協議会へご相談下さいと回答しました。
7	消費生活協同組合において実施している共済事業の契約者より、当該組合と契約者との間での共済金支払いに対する苦情相談。	④ ⑤	室内でご相談内容について情報共有し、対応について検討しました。 検討後、当該組合に対して、契約者に対して真摯なご説明をするように伝え、ご相談内容を報告しました。
8	介護福祉士の受験資格取得に係る実務経験ルートにおいて6月の養成課程の受講が必要となるのは何年度の試験からとなるか教えてほしい。また、できるだけ早く6月の養成課程が受講できるようにしてほしい。	① ④	現在、当該ルートの受験資格については、検討会を開催し検討中であり、先般8月にその議論に関する中間まとめを取りまとめていることをご説明しました。その中で現行法上は、平成24年度の試験より養成課程の受講が必要となるが、施行の延期を行う方向性が示されている旨を説明し、ご了解いただきました。また、ご要望については貴重なご意見として拝聴しました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

平成22年9月17日～9月22日受付分

部局(課室)名	社会・援護局障害保健福祉部
照会先	【企画課】 課長補佐 矢田貝 泰之(内線3011) 主査 山田 大輔(内線3016) (ダイヤルイン 03-3595-2389)

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	1件	1件	0件	0件	2件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	2件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	精神科病院について、入院患者の処遇に関する基準等は設けられているのでしょうか。また、病院への立入調査は行われているのでしょうか。		精神保健福祉法に基づき、処遇の基準が告示として定められています。また、都道府県において年1回、全ての病院に対し立入し実地指導を行っている旨を説明しました。
2	突然、精神科病院に入院させられたが、(措置)入院に関する判定基準を教えてください。		精神保健福祉法に基づき、入院の必要があるか否かの判定を行う場合の基準が告示として定められている旨を説明しました。
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	老健局	
照会先	総務課企画官 総務課企画法令係	宮崎敦文(内線3911) 富永華子(内線3919)

平成22年9月17日～9月22日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	24件	0件	0件	12件	36件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	1件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	3件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	32件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	夫婦ともに収入が少ないという方から、「介護が必要な人をみんなで支え合うことは必要だと思うが、所得の多い人からは多く負担してもらい、収入が少ない人の負担を軽減するような制度にすべきではないか」との意見をいただきました。		介護保険料については、低所得の方にも大きな負担とならないよう、所得に応じた段階別の設定とすることとしており、第4段階を基準とする保険料率は市町村が地域の実情に応じて定めることができること、また、国では、平成20年度第2次補正予算により、平成21年の介護報酬プラス3.0%改定に伴う保険料の上昇を抑制する措置を講じている旨説明いたしました。
2	看護職員又は介護職員が指定基準に定める人員を満たしていない場合、人員欠如が解消されるに至った月まで人員欠如の減算が行われますが、この人員欠如が解消されるに至った月とは、例えば常勤の職員が補充されたことをもって解消されたものとしてみなすのかとの御照会をいただきました。		常勤職員が配置されたことのみではなく、常勤換算方法による員数の基準を満たして解消されたものとする旨回答いたしました。
3	介護保険料の額について、「隣町の友人は月に3千円くらいと聞いていたが、自分は5千円近い額を毎月払っている。なぜ金額が違うのか」との問い合わせがありました。		介護保険料の額については、各市町村が今後必要となる保険給付の量を見込んで決定しているため、必要なサービス量によって異なること、また、介護保険料は所得に応じた段階制の設定としているため、年金収入額等の状況によっても額が異なる旨説明いたしました。
4	介護事業所の従業者の方から、「処遇改善交付金によって、全国の介護従事者の給料がアップしていると聞いたが、自分はほとんど上がっていない。国の制度なら公平に上げるべきではないか」との意見をいただきました。		介護職員処遇改善交付金は、事業所の自発的な処遇改善への取組を促進することを目的として創設されたものであるため、その処遇改善の内容は、介護職員の勤務形態や事業所の経営状況等に基づいて事業所が定めている旨回答いたしました。
5	施設入所者の外泊時に介護保険の給付対象となる居宅サービスを受けられるかとの御照会をいただきました。		外泊時であっても、利用者の生活の本拠は介護保険施設であり、居宅要介護高齢者と認められないため、介護保険の給付対象となる居宅サービスを受けることはできない旨回答いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	特別養護老人ホームにおいて、食費を無料とし、利用者から徴収しない取扱いが可能であるか否かの御照会をいただきました。		食費の利用者負担の水準については、事業者と利用者の契約により定められるものと考えておりますが、食費について無料とした場合、在宅と施設の給付と負担の公平性からみて適当ではないと考えている旨回答いたしました。
7	介護療養病床の廃止はどの法律で決められたのかとのご照会をいただきました。		平成18年に公布された健康保険法等の一部を改正する法律である旨説明いたしました。
8	報酬告示は法令の一種なのかとのご照会をいただきました。		法令(告示)である旨説明いたしました。
9	ヘルパー事業所に勤めているが、自費サービスの契約では事故が起こった時に利用者に対する保証の規定が無い。自費サービスの契約に当たってはそうした規定を盛り込むよう、国で法律を変えてほしいとのご意見をいただきました。		介護保険の給付対象外である自費のサービスまで介護保険法の中で制限をすることは難しい旨、ご説明いたしました。また、貴重なご意見として承る旨、お伝えいたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	保険局
照会先	総務課 尾崎課長補佐(内線3216)

平成22年9月17日～9月22日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	64件	0件	0件	4件	68件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	6件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	3件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	59件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	薬(グリベック)を3ヶ月処方していただいていたが、上部団体より主治医に対して2ヶ月処方にするよう指導があったので、3ヶ月処方は出来ないと言われました。主治医は健康状態も安定(完全寛解)しているし3ヶ月処方してあげたいが出来ないとのこと。なんとか3ヶ月処方にしてもらえないか。		グリベック錠につきましては2ヵ月間以内等の処方期間の制限があるものではない旨説明しました。また、処方期間の制限がない医薬品の処方期間につきましては、処方医の治療方針に委ねられているので、主治医に再度ご相談くださいとお伝えしました。
2	相談者の妻はかつて被保険者だったが、出産に伴い退職した。退職後に、出産手当金の継続給付制度があるというものを知ったが、退職した時点ではまだ出産手当金の受給資格が発生していなかったため、継続給付を受けられなかった。何とかならないのか。周知ができていないことにそもそもの問題があるのだから、後から給付を受けることは出来ないか。		出産手当金の継続給付は、退職した時点で出産手当金の受給資格がなければ、継続給付を受けることは出来ません。
3	保険料を滞納している被保険者でも、国民健康保険の一部負担金の減免が適用されるのか。		国の通知概要(一定の基準を満たせば、保険料の滞納に関わらず、一部負担金減免を認める旨)をご説明の上、一部負担金の減免の実際の判断は市町村で行われる旨をお伝えした所、ご納得頂けました。
4	直接支払制度を利用する場合に必要な手続きはどのようなものがあるか。		(1)被保険者証等を医療機関等に提示。(2)医療機関等の窓口において、申請・受取に係る代理契約を締結すること。以上2点である旨回答しました。
5	直接支払制度について、当面2年間の暫定措置とされているが、23年度以降はどのようになるのか。		直接支払制度は、緊急的な少子化対策として平成21年10月1日～平成23年3月31日までの間に実施する暫定的な措置である。平成23年4月以降の直接支払制度のあり方については、現在検討を行っているところであり、その検討結果に基づき所要の措置を講ずる旨回答しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	年金局
照会先	年金局総務課 課長補佐 三好(内線3313) 企画係長 岡野(内線3316) (代表)03-5253-1111

平成22年9月17日～9月22日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	8	0	0件	11件	19件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	13件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	3件
	法令遵守違反に関するもの	件
	その他	3件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	障害厚生年金の申請に大変時間がかかっている。いち早い対応を取ってほしい。		日本年金機構において、障害厚生年金の審査に時間を要する場合には、審査遅延のお知らせを送付していますが、全体的に審査に時間を要している状況のため、障害厚生年金の審査時間の短縮に向けて、4月1日より体制を強化(職員の増員等)いたしました。今後とも決定までの審査所要日数の短縮に努めてまいります。
2	日本年金機構より、年金請求書が送付されてきたが、説明書の中に、繰り下げを希望し70歳を過ぎて年金を請求すると、70歳から請求までの間の年金は支給しないと書かれてある。本人が請求を忘れるケースが考えられることから、70歳を迎える段階でその旨連絡してほしい。		今後、日本年金機構において、年金の受給資格期間を満たしていながら、請求を行っていない方に対して、69歳の誕生日に年金の請求を促すための「お知らせ」を送付する予定としております。
3	国民年金は、40年間の長い間、わずかな収入の中をコツコツ支払って満額もらえても¥66,000。ほとんどはそれ以下。何の援助も応援もつかない。暑くて熱中症になりそうでも、クーラーをつける事も出来ない。寒くて凍えそうでも、暖房も我慢しないとイケない。私たちは、長い間、年金を国に納めても、やがて年をとって働くことが出来なくなる。国民年金だけに頼る生活では、政府が国民に対して保証する「最低限度額の生活水準」を保つことも出来ない。こんな、理不尽な事があるのか。国民年金をもらっている人の声には、「国民年金をもらわない生活保護をうけようか」と言う声がよく聞かれる。こんな事では、国の勢いが衰えるばかりで、「生活保護者」ばかりの国になってしまう。		公的年金と生活保護の基本的な役割の違いや資力調査の有無などの仕組みが異なることを考慮する必要があると考えますが、新年金制度創設に向けた貴重なご意見として承りました。
4	傷害年金と老齢基礎年金の年金額を上げてほしい。私の家は、76歳になる母と46歳の統合失調症の私による2人の二人暮らしで、仕事などの収入がなく2人あわせて月16万円の年金暮らしで、へたすると、生活保護より低い金額です。		ご意見の通りに年金額を引き上げることは、給付費増に対応して保険料を引き上げる必要があるなど多くの課題を検討する必要がありますが、新たな年金制度創設に向けた検討において貴重なご意見とさせていただきます。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	<p>第三号被保険者という区分は無くしたらいいのではないか。会社員(厚生年金)の妻なら国民年金保険料は支払わなくても年金がもらえるのはおかしい。自営業や厚生年金をかけてもらえない勤務先で働いている人の妻は国民年金を払わなければ年金をもらえないのだ。会社員(厚生年金)の夫が二人分(妻の国民年金保険料)を支払うのならわかるが、夫の給料の月額だけで決まった年金保険料しか払わないのに妻は国民年金をもらえるなんておかしい。第三号被保険者の該当者から年金保険料を徴収するように改善してほしい。国民年金なのだから20歳以上はすべての人から徴収してほしい。</p>		<p>被用者の被扶養配偶者である第3号被保険者に関し、年金法には被扶養配偶者を有する被保険者が負担した保険料は、当該被扶養配偶者が共同して負担したものであるという基本的認識が示されています。いずれにせよ、保険料負担のあり方は、新たな年金制度創設に向けた議論における重要な検討課題の一つと考えており、ご指摘の点については貴重なご意見として承ります。</p>
6	<p>私は現在、国民年金の付加年金も納めている。勤めていた会社が倒産し、今は、昼は派遣、夜はパートで働いているが、生活は苦しく、今年の夏も扇風機すら買えなかった。苦しい生活の中でも、頑張っで納めている付加年金だが、受給時に本当に加算されて支給されるのか。不安でならない。</p>		<p>公的年金制度は、国の責任において運営している制度であり、納めていただいた付加保険料は老齢年金の支給要件を満たしていれば納付実績に基づき確実に年金給付に反映されます。</p>

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	政策統括官(労働担当)
照会先	室長補佐 黒澤 朗(7725) 総務係長 定政紀彦(7717)

平成22年9月17日～9月22日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	1件	0件	0件	1件	2件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	2件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	組合の執行委員長を任期途中で支店長(非組合員)に登用することは不当労働行為に当たるか。		どの職員をどの地位につけるかは、使用者の権限であるが、組合から排除する目的で昇格させるような場合には不当労働行為に該当する可能性がある旨丁寧に説明し、ご理解いただきました。
2	9月15日に公表したテキスト『知って役立つ労働法』において、解雇予告手当の支払義務に係る記述について、例外として、支払義務が発生しない場合があることも記述すべきではないか。		このテキストは、主に就職前の皆様に、まずは分かりやすく労働法の概要を理解していただくため、あえて簡単に(例外事項を抜いて)記述している箇所がある旨説明するとともに、貴重なご意見として、今後の改訂の参考とさせていただく旨回答しました。
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

(参考)

平成22年9月17日～9月22日受付分

部局(課室)名	日本年金機構
照会先	サービス推進部 お客様の声グループ長 高水 徹 海野 崇 (代表電話)03 - 5344 - 1100 (内線 3177)

国民の皆様の声 把握方法別件数		来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	本部分	1件	132件	9件	0件	32件	0件	174件
	地方分	43件	34件	21件	0件	3件	2件	103件
合計	44件	166件	30件	0件	35件	2件	277件	

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	47件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	230件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	固定的な賃金の大幅な変動があった場合に、報酬を届け出る月額変更届について、変動後3カ月経過して初めて標準報酬が変更になる。給料が下がったのに、高い保険料を払い続けるのは大変な負担である。すぐに変更できるような制度を改正して欲しい。		現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
2	現在、会社に在職中で厚生年金保険料を支払いながら年金を受け取っているが、年金額の一部が支給停止になっている。生活が苦しいから働いているのに、停止されると生活できない。在職老齢年金制度を廃止して欲しい。		現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
3	遺族年金を受け取っているが、65歳から自分の老齢厚生年金の分、遺族年金が調整される。配偶者が亡くなっただけでも生活が苦しい。自分自身の老齢厚生年金と遺族年金を併せて受け取れるようにして欲しい。		現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
4	高年齢雇用継続給付金と年金の調整について、給料が減ったため給付金を受けているのに、年金を減額されるのは納得できない。制度を廃止して欲しい。		現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	各種通知や案内について、内容がわかりづらいものがあるので、もっとわかりやすくしてほしい。		記載内容をわかりやすい言葉に置き換えを行うとともに、お客様向け文書モニター会議等において検討を行い、記載内容をわかりやすくするよう、引き続き取り組みを行っていることを説明しました。
6	年金事務所職員の説明が不十分、事務処理に時間がかかる、態度やマナーが悪く、不愉快な思いをした。(同様なご意見が28件ありました。)		事実確認を行った上で、必要な指導等を行ってまいります。お客様の年金相談に対し、お客様にプラスとなる「もう一言」を心がけます。
7	ねんきんダイヤル(委託先業者)に電話をかけたが、対応したオペレーターからは挨拶もなく、言葉使いも悪かった。その上、的確な回答がなかった。		日本年金機構として、事実確認を行った上で、必要な指導等を行ってまいります。
8	国民年金の保険料還付金の支払処理が遅い、保険料収納業務委託業者に対する不満等のご指摘をいただきました。		事務処理体制の強化に取り組み、早く事務処理できるように努力してまいります。また、適切な委託業者管理に努めてまいります。
9	100歳以上のご高齢の方に対する生存確認及び年金の不正受給に関するご意見をいただきました。		日本年金機構として、厚生労働省からの指示に従い、対応してまいります。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。